平成２４年（フ）第３５７号
大阪府泉佐野市日根野3648番地の１大和荘
債務者　井上　一豊
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
大阪府岸和田市下松町３丁目４番１―709号、前住所大阪府岸和田市上松町358番地の284
債務者　浦田　月子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
大阪府和泉市小田町３丁目９番29号
債務者　篠原　麻弥
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
大阪府和泉市箕形町５丁目12番14―７号
債務者　紀藤太三郎
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
大阪府岸和田市下野町２丁目５番16号
債務者　川村　順二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番14―501、住民票上の住所大阪府和泉市伯太町１丁目２番67―411号
債務者　坂口　卓史
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目17番５号
債務者　大友　　亮
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１０号
奈良市西大寺小坊町７番６―301号
債務者　奥田　　綾
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０号
広島県福山市日吉台１丁目11番13号　日吉台ハイツ102、旧住所岡山県笠岡市城見台27番地５
債務者　樗木　鉄也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４３号
広島県福山市本庄町中３丁目17番13号
債務者　永野　芳行
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４４号
広島県福山市多治米町５丁目８番８号　シラキハイム５号、旧住所広島県三次市三良坂町三良坂1119番地８
債務者　川元　留奈
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７９号
香川県高松市円座町1498番地１　フジＢ102号室
債務者　河津　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１８１号
香川県高松市円座町1498番地１　フジＢ102号室
債務者　河津　直亮
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１９９号
香川県高松市郷東町26番地５
債務者　森本英二郎
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９３号
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷659番地３、前住所長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1485番地１
債務者　粒﨑　　栄
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
山口県周南市城ケ丘３丁目10番６―503号
債務者　石田　秀幸
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５７号
山口県宇部市上町２丁目６番15―201号
債務者　阿世知信洋
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所宇部支部